

古殿町生活排水処理 基 本 計 画

平成22年3月

福 島 県 古 殿 町

はじめに

本町は、福島県中通り地方南部に位置し、総面積163.47km²、人口約6,100人を有する町で、二級河川鮫川水系 鮫川が町の中央部を横断し、その支流である大平川、小松川、大久田川などが、本町を源としている。

気候は太平洋沿岸の表日本型気候を呈している。年平均気温は12℃で、年間降雨量はそれほど多くなく、積雪量も少ない。

町の主産業は農林業であるが、近年の経済状況により農林業ばなれが目立っている。工業は、最近進出してきた電子部品製造業をはじめ、弱電、縫製、その他の企業が10数社あり、町内の労働力によってまかなわれている。地場産業である製材業は6社あるが、木材価格の低迷と従業員の高齢化等により衰退傾向にある。

ところで、本町の生活排水の現状をみると、平成21年4月現在で、農業集落排水施設の整備地区は2地区で普及率82.9%、林業集落排水処理施設の整備地区は12地区で普及率81.0%、合併処理浄化槽の普及率23.0%となっており、未だ大部分の生活排水については、未処理のまま道路側溝等を通じ、河川、または農業用排水路に排出している状況にある。一方、河川や農業用排水路は治水対策としてコンクリート張り等の護岸整備が進んできたため、自然の浄化機能を失いつつある。

さらに生活習慣の変化に伴い生活雑排水が増加するなどして、一人当たりの汚濁負荷が進んでいる。これのことから、近年河川等の水質汚濁、悪臭、および外注の発生など生活環境に深刻な影響を及ぼしつつある。

水道の水源については、山間の流水、及び地下水に依存しているが、いわき市に流れる鮫川の上流部に位置する本町が生活排水の処理施設整備を進めていくことにより、その事業効果は本町にとどまらず、その下流部の水道水源を鮫川に依存している地域にも事業効果は大である。

以上のことから、本町では生活環境の保全、及び公衆衛生の向上を図るため、生活排水処理を全町にわたり行うこととし、その処理形態として、既存の農業集落排水処理施設、及び林業集落排水処理施設への接続率の向上と、残る生活排水処理未整備地区での合併処理浄化槽の早期整備を基本として考え、ここに、古殿町生活排水処理基本計画を策定するものである。

なお、本町においては、これまで農業集落排水、林業集落排水、合併処理浄化槽の3事業の効果的な整備のあり方の検討を進めてきており、その方針が平成20年度に定まったため、今年度、生活排水処理基本計画を策定するものである。

1 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念・目標

本町では、最近、公共用水域の水質保全に対する意識が高まってきており、水質汚濁対策の必要性が認識されつつある。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、町民に対し、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図ることにとどまらず、子供たちが水遊びのできる澄んだ川の復活を目指すものとする。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正な利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を計画的に整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については、次のとおりとする。

- ①人口密集地域において整備した農業集落排水処理施設の処理区域の接続率を向上させる。
- ②山間地域で、集落の形態をなしている地区において整備した林業集落排水処理施設の処理区域の接続率を向上させる。
- ③集落の形態をなしていない分散して立地している家屋については、各戸で合併処理浄化槽により処理する。
- ④上記③の地区において、くみ取り、単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換の指導等を行う。
- ⑤今後、行われる宅地開発等については、開発の規模に応じて合併処理浄化槽の整備を行う。

2 目標年次

本来、本町の生活排水処理基本計画は、平成18年度に策定し、目標年次を平成18年度から平成27年度とするべきであったが、生活排水処理の効果的な整備のあり方の検討に時間を要したため、本計画における目標年次は、計画策定時より12年後の平成32年度とする。

なお、便宜上、中間目標年次を設定するが、特に整備評価の指標とするものではない。

また、おおむね5年ごと、または、諸条件に大きな変動が合った場合においては、目標年次計画を見直すものとする。

3 生活排水の排出の状況

本町における生活排水の排出状況は、次表のとおりであり、平成20年度において、計画処理区域内人口6,145人のうち、3,722人については、生活排水の適正処理がなされている。

合併処理浄化槽の設置については、補助金を交付しているため、処理人口がわずかながら増加してきている。今後についても、補助金の交付により合併処理浄化槽の整備を推進することが必要と考えられる。

表ー1 生活排水の排出状況

【単位：人】

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
1 計画処理区域内人口	6,442	6,342	6,235	6,145
2 水洗化・生活雑排水処理人口	3,068	3,316	3,604	3,722
(1)農業集落配水施設	1,551	1,628	1,770	1,789
(2)林業集落排水施設	706	754	834	882
(3)合併処理浄化槽	811	934	1,000	1,051
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	1,552	1,392	1,210	1,115
4 非水洗化人口	1,822	1,634	1,421	1,308
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0

4 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次表のとおりである。

表－2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 農業集落排水処理施設	し尿、及び生活雑排水	古殿町
(2) 林業集落排水処理施設		
(3) 合併処理浄化槽	し尿、及び生活雑排水	個人等
(4) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(5) し尿処理施設	し尿	石川地方生活環境施設組合

5 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

① 処理の目標

「1 基本方針」に掲げた理念・目標を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内の各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとする。

ア 生活排水の処理の目標

	現 在 (平成 20 年度)	中間目標 (平成 27 年度)	目 標 (平成 32 年度)
生活排水処理率	60.6%	75.6%	88.2%

※中間目標は便宜上設けるものであり、整備評価の指標とするものではない。

イ 人口の内訳

	現 在 (平成 20 年度)	中間目標 (平成 27 年度)	目 標 (平成 32 年度)
1 行政区内人口	6,145	5,830	5,476
2 計画処理区域内人口	6,145	5,830	5,476
3 水洗化・生活雑排水処理人口	3,722	4,409	4,828
4 非水洗化人口	2,423	1,421	648

※平成20年度の行政区域内人口は、推定による計画人口である。

ウ 生活排水の処理形態別内訳

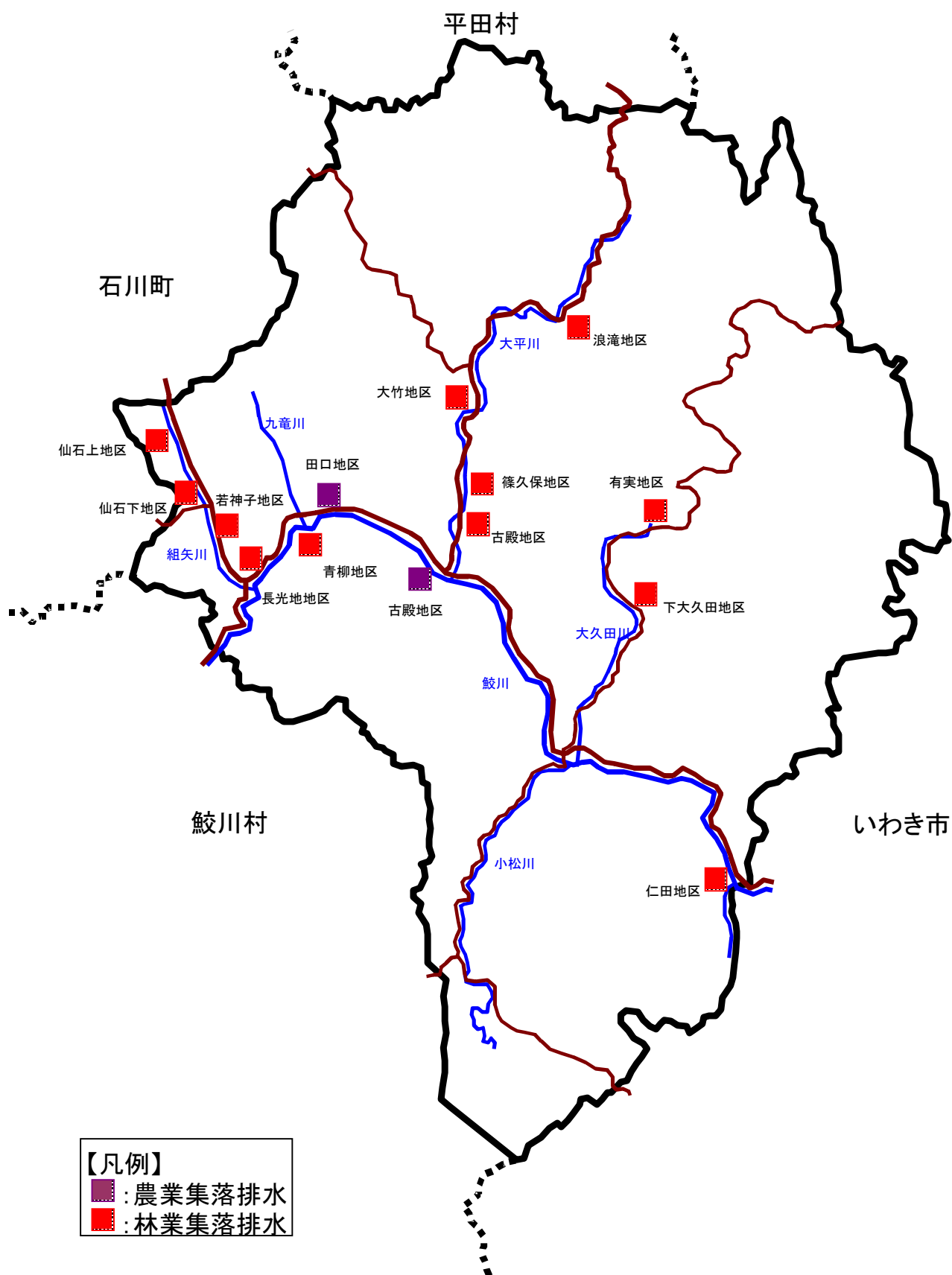
【単位：人】

	現 在 (平成 20 年度)	中間目標 (平成 27 年度)	目 標 (平成 32 年度)
1 計画処理区域内人口	6,145	5,830	5,476
2 水洗化・生活雑排水処理人口	3,722	4,409	4,828
(1)農業集落配水施設	1,789	1,681	1,579
(2)林業集落排水施設	882	801	752
(3)合併処理浄化槽	1,051	1,927	2,331
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	1,115	654	298
4 非水洗化人口	1,306	767	350
5 計画処理区域外人口	0	0	0

②生活排水を処理する区域、及び人口等

本町が、農業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設を整備した区域、及び合併処理浄化槽の整備を促進する地域については、地区の特性、周辺環境、地区の要望等から区域を定め、処理方法は、地区の生活形態、並びに地区の要求度、施設の比較検討などから処理方法を定める。

これに基づき、生活排水を処理する区域、及び状況を図で示す。



※これらの処理区以外は、「合併処理浄化槽処理区」となる。

図一 生活排水処理区域、及び状況図

表一 3 施設、及びその整備計画の概要

	計画処理区域	計画処理人口（人）	整備（予定）年度	事業費（見込み） （千円）
農業集落排水施設	古殿地区	2,330	平成5～10年度	2,092,000
	田口地区	690	平成12～17年度	761,820
林業集落排水施設	有実地区	60	平成5年度	50,000
	大竹地区	60	平成6年度	50,000
	下大久田地区	80	平成7年度	70,000
	仁田地区	60	平成8年度	50,000
	古殿地区	60	平成9年度	59,000
	青柳地区	80	平成10年度	90,000
	篠久保地区	80	平成10～11年度	117,000
	浪滝地区	101	平成13年度	70,000
	若神子地区	170	平成14年度	91,000
	仙石下地区	180	平成15～16年度	130,000
	長光地地区	180	平成16～17年度	86,100
	仙石上地区	170	平成17～18年度	161,300
合併処理浄化槽	農林業集落排水施設整備 区域以外の区域	1,935	平成21年度 ～（平成32年度） （別表1 参照）	（240,000）

（2）し尿・汚泥の処理計画

①現況

本町のし尿収集・運搬については、民間委託で実施しており、浄化槽汚泥の収集・運搬、及び浄化槽清掃については、許可業者が実施している。

また、本町のし尿、及び浄化槽汚泥は、全量を石川地方生活環境施設組合のし尿処理施設で処理している。

この施設は、旧施設の老朽化等に伴い、平成5年度から施設の改築を開始し、平成8年に竣工の高負荷脱窒素処理方式による、100^{キログラム}ノリ/日の施設である。

②し尿・汚泥の排出状況

「5（1）①ウ 生活排水の処理形態別内訳」に基づいた、し尿・汚泥の排出状

況は、次表のとおりである。

表－4 し尿・汚泥の排出状況

【単位：m3】

	現 在 (平成 20 年度)	中間目標 (平成 27 年度)	目 標 (平成 32 年度)
農業集落排水施設	470	442	415
林業集落排水施設	240	218	205
合併処理浄化槽	500	917	1,109
単独処理浄化槽	326	191	87
くみ取りし尿	740	435	198
合 計	2,276	2,203	2,014

③し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集・運搬・最終処分については、今後も現在の形態で実施するものとする。

なお、し尿処理施設で得られる汚泥は、有機質に富んだ良質なものであり、希望する農家がいれば、連携をとって、その有効利用も検討する。

(3) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、町民に周知徹底するため、定期的な広報、啓発を実施する。

特に、台所での対策等、家庭においても実施可能な対策については、各種団体等の協力を得て周知を図るものとする。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃、及び定期検査について、徹底に努めるものとする。

別表－１

合併処理浄化槽年次（平成２１～３２年度）整備計画基数、及び人口

	５人槽		７人槽		１０人槽		合計	
	基数	人口	基数	人口	基数	人口	基数	人口
H21 年度	5	13	28	112	2	8	35	133
H22 年度	5	13	28	112	2	8	35	133
H23 年度	5	13	28	112	2	8	35	133
H24 年度	5	13	28	112	2	8	35	133
H25 年度	5	13	28	112	2	8	35	133
H26 年度	5	13	28	112	2	8	35	133
H27 年度	4	10	24	97	2	7	30	114
H28 年度	4	10	24	97	2	7	30	114
H29 年度	4	10	24	97	2	7	30	114
H30 年度	4	10	24	97	2	7	30	114
H31 年度	4	10	24	97	2	7	30	114
H32 年度	4	10	24	97	2	7	30	114